

(書式 1 - 5 - 4)

祭祀の主宰者を指定する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者            〇   〇   〇   〇            印

## 解説

祖先の祭祀主宰者は、系譜、祭具、墳墓の所有権を承継し、第一次的には被相続人の指定により、指定がなければ慣習により、慣習により定まらないときは、家庭裁判所が定める（民法第897条）。祭祀主宰者となる者は親族でなくても、氏が同じでなくてもさしつかえない。

最近では、家族葬、戒名不要、あるいは自然葬（散骨）等葬儀の方法について、遺言者の希望を付言する例もある。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所